# 付託議案の取り扱いに関する理事会決定事項

1. 分科会の担当割り振りについて

付託された認定 10 件は、別紙(分科会分担表)のとおり、それぞれの分科会に割り振る。

### 2. 審査等の日程について

- ・9月11日(水) 本会議散会後、全体会で、決算の概要について執行部から、 決算審査意見書について代表監査委員から、それぞれ説明を受ける。次に、各分 科会の担当割り振り等、付託議案の取り扱いについての議事を行う。また、所管 事務調査として、令和7年度予算編成について執行部から報告を受ける。
- ・9月24日(火) 総務分科会で質疑を行う。
- ・9月25日(水) 健康福祉分科会で質疑を行う。
- ・9月26日(木) 健康福祉分科会及び市民環境経済分科会で質疑を行う。
- ・9月27日(金) 建設分科会で質疑を行う。
- ・9月30日(月) 文教分科会で質疑を行う。
- ・10月2日(水) 午前10時、理事会で全体会での質疑の通告を含め、10月3日 (木)・4日(金)の全体会の議事を確認する。
- ・10月3日(木) 午前10時、全体会で質疑を行う。
- ・10月4日(金) 午後1時、全体会で討論・採決を行う。

なお、分科会の開会時刻については、委員長が各分科会長に確認した上で、各委員に通知する。(9月19日(木)に議場配付予定)

また、分科会が予定の日程で終わらない場合は、分科会長が委員長に申し出て、 適宜分科会を開会することとするが、3つ以上の分科会・委員会が重なるおそれが ある場合には、10月1日(火)の予備日に開会する。

なお、予備日に3つ以上の分科会・委員会が重なることとなった場合の、分科会の開会時刻や開会場所については、それぞれの分科会長と相談の上、最終的には委員長の判断に任せる。

## 3. 全体会での質疑について

- ・付託された認定第1号から第10号までの認定10件を一括して議題とし、質疑を行う。
- ・質疑方式は、従来方式・対面方式から選択する。

- ・時間については、所属議員 3 人以上の会派は 1 会派 30 分以内、無所属の委員は 1 人 10 分以内とする。
- 質疑者は、1会派1人、ただし必要がある場合は複数とする。
- ・質疑の順序は、会派呼称順及び無所属議員の呼称順に行う。
- ・質疑者の有無、質疑者の名前は、10月2日(水)の理事会で質疑方式も含めて 通告する。
- ・質疑者の一覧については、10月2日(水)の理事会散会後、議員全員にメール で知らせるとともに、議会会議システムに配架する。
- ・資料の配付及び掲示を行う場合は、10月2日(水)の午後1時までに委員長の 許可をとる。

### 4. 討論及び採決について

- ・討論・採決の順序は、別紙(討論・採決順序表)のとおりとする。
- ・討論の方法は、1会派1人、挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。無 所属の委員も挙手により発言を求め、反対、賛成の順に行う。
- ・討論を行う場は、演壇とする。
- ・採決は、会議規則の規定により、挙手による表決となる。

## 5. 全体会の執行部への出席方要求について

- ・9月11日(水)の全体会の出席理事者については、決算の概要について及び令和7年度予算編成については企画財政部長及び財政課長とし、決算審査意見書については代表監査委員及び監査委員事務局長とする。
- ・10月3日(木)の質疑を行う全体会及び10月4日(金)の討論・採決を行う全体会の出席理事者については、それぞれ本会議出席者とする。